

介護サービス事業所 施設長・管理者 様

浜松市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症の陽性者報告の変更について（依頼）

日ごろ、本市の介護保険行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類へ変更されることに伴い、「新型コロナウイルス感染症の陽性者報告書」を使用した浜松市への陽性者報告は、令和5年5月7日をもって終了し、令和5年5月8日からは下記のとおり報告方法を変更することとしましたのでお知らせします。

なお、この通知をもって、令和4年10月4日付け浜健介第388号の通知「新型コロナウイルス感染症の陽性者報告の変更について（依頼）」は廃止とします。

令和2年3月以降、「新型コロナウイルス感染症の陽性者報告書」の送付に御協力いただきまして、ありがとうございました。

記

1 令和5年5月8日以降の所管課等への報告について

原則、インフルエンザ等の感染症や食中毒発生時の報告と同様の対応とします。

< 報告対象 >

- ・同一の感染症等（疑い含む）の死亡者又は重篤者が1週間以内に2人以上発生した場合。
- ・同一の感染症等（疑い含む）の患者が10人以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
- ・通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合。

< 提出書類 >

- ・感染症・食中毒疑い事例報告書

URL : <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/welfare/caresp/kansensho.html>

< 提出先 >

- ・生活衛生課及び事業所が所在する区の長寿保険課

※ ただし、感染拡大時の迅速な支援につなげるため、介護保険課への情報提供をお願いします。

< 提出方法 >

- ・FAX（生活衛生課感染症対策G（TEL：453-6118 FAX：453-6230））

※ 介護保険課メール：kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

2 今後の対応について

事業所におかれましては手洗いや消毒等の感染予防対策を講じつつも、少しずつコロナ禍前の日常生活に戻せるように対応をお願いいたします。

感染防止対策の相談等の支援については、これまでと同様に必要に応じて介護保険課及び浜松市保健所が対応いたします。

浜松市介護保険課

指導第1・第2グループ

電話 053-457-2875・2787

電子メール kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp